

議 案 第 33 号

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月5日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般社団法人地方税電子化協議会を新たに派遣対象団体として加え、職員の派遣を行うため。

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年松戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 一般社団法人地方税電子化協議会

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。